**認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について説明フロー**

申請者が認可地縁団体であることの確認

　　　　　　　認可地縁団体である　　　　　　　　　　　認可地縁団体ではない

特例は認可地縁団体でないと受けられないので認可地縁団体になる必要があります。

　総会で公告申請の議決

公告申請書の提出（様式１）

 添付書類必要

申請書類を確認し、当該申請が相当と認められるときは、市ホームページに公開し、市庁舎にて公告を行います。公告期間は3ヶ月間です。

　　　　　　　異議がなかった場合　　　　　　　　　異議があった場合

 　異議申出書を市に提出（様式５）

 　（申請不動産の登記関係者等から）

市から、異議がなかった旨の通知を申請者に行います。（※１）

市から、異議申し出があった旨の通知を申請者に行います。

　　法務局で登記手続きへ 　特例制度による登記手続き中止

（※１）市は公告をすることにより、登記関係者が期間内に異議を述べなかったことを証する情報提供をするだけであり、当該不動産の所有権の有無を確定するものではありませんのでご注意ください。